

『図書館の原則』(*Intellectual Freedom Manual*, Office for Intellectual Freedom, ALA)の変遷と図書館界

川崎良孝・村上加代子

On the *Intellectual Freedom Manual*
(Office for Intellectual Freedom, ALA)

Yoshitaka KAWASAKI・Kayoko MURAKAMI

アメリカ図書館協会知的自由部 (Office for Intellectual Freedom, American Library Association) が初版『図書館の原則』(*Intellectual Freedom Manual*) を刊行したのは、1974年のことであった。そののちの改訂を経て、現在では2006年刊行の第7版が最新版である。この研究ノートでは初版から第7版までの展開を形式および内容の両面からまとめ、あわせてアメリカ図書館界の動きを把握する。それは過去30年以上にわたるアメリカ図書館界の知的自由の大きな流れを探ることにもなる。

1 『図書館の原則』：発行年、頁数などの変遷

『図書館の原則』の発行年などをまとめたのが表1「『図書館の原則』：発行年などの変遷」である。表1によると、初版が1974年に刊行され、そののち1983年、1988年、1992年、1996年、2002年に改訂され、最新版は2006年刊行の第7版である。1983年以降はほぼ5年ごとに改訂版がだされている。各版ごとに頁あたりの字数や行数が相違するものの、頁数は初版の総188頁(158+xxx)から、第7版では541頁(521+xx)と実に3倍になっている。大きくみると、基本的には直前の版に新しい文書を追加し説明するという方針なので、おのずと頁数は各版ごとに増大していく。なお索引が導入されたのは1992年の第4版からで、翻訳書があるのは1988年の第3版、1996年の第5版、2002年の第6版、それに2006年の第7版である。

2 『図書館の原則』：章立ての変遷

初版(1974年)から第7版(2006年)までの章立てを示したのが表2「『図書館の原則』：章立ての変遷」である。初版の章立ては次のような考えによると思われる。まず序章として「アメリカ図書館協会と知的自由」を置き、この章はアメリカ図書館協会と知的自由のかかわりを歴史的に素描したものであるとともに、図書館における知的自由の領域を示している。第1章「『図書館の権利宣言』」、第2章「読書の自由」はアメリカ図書館協会の基本方針を示す公式文書の全文掲載とその説明であり、『図書館の原則』の骨格部分である。続いて第3章「知的自由」であるが、ここはすべてを包括する概念としての知的自由を簡略に説明したのち、各論として館種(公立、学校、大学、連邦、州図書館振興機関)を取り上げて説明している。そのの

ち第4章「検閲者がやってくる前に」、第5章「知的自由と法律」、第6章「アメリカ図書館協会からの支援」が続く。この3つの章は検閲に対処する具体的手立てを示した部分である。初版の第5章は「図書館員と議員」という1つの節で構成されており、この節は図書館や知的自由への理解を議員に知らせるための方策を示している。要するに序章、第1章、第2章は方針の提示と説明であり、3章は3つの章を受けて各論を扱い、4章以下は検閲に対処する具体的手立てを示すという構成である。

この構成は変化や追加を伴いながら、1996年の第5版まで踏襲される。まず初版から第2版(1983年)になったとき、「知的自由と法律」は第5章から第4章に、「検閲者がやってくる前に」は第4章から第5章に移った。これは第2版になって第4章「知的自由と法律」に1節「学校図書館の検閲と裁判」が新たに加わり、この節が中心になったことによる(2節は初版と同じ「図書館員と議員」)。すなわち裁判事例の紹介と説明は検閲への対処というよりも、検閲の状況と司法解釈との関連を説明したものであり、検閲に対処する具体的手立てというよりも、むしろ各論に位置づけるものであるとの考えで、第3章の「知的自由」の次に置かれたのであろう。次に第2版では第7章「知的自由のために働く」が新しく加えられた。初版では検閲への支援としてアメリカ図書館協会だけを取り上げて第6章に置いたのだが、検閲への具体的対処という点では州知的自由委員会や連合の構築、さらにロビイングが重要となる。アメリカ図書館協会を扱うだけでは片手落ちであり、第2版で重要な追加がされたと考えてよい。

この第2版で採用された章立ては第3版(1988年)、第4版(1992年)と引き継がれ、第5版(1996年)で若干の手直しがあつた。まず第2版から第4版まで一貫していた第6章「アメリカ図書館協会からの援助」、第7章「知的自由のために働く」が合体され、新しい第6章「知的自由のために働く」となった。頁数をみると、第4版では2つの章で29頁、第5版では1つの章で33頁であり、内容を削除したのではない。なおこの第5版では第4版の第5章「検閲者がやってくる前に」が第3章に移行している。この章は両版とも資料選択方針の作成、苦情取り扱い手続き、広報活動、検閲者の動機と方策などを扱っている。第5版で基本文書とその説明(第1章、第2章)と各論(第4章、第5章)の間に入れられたのは、「検閲者がやってくる前に」がすべての館種の図書館にあてはまる基本的な事項という理由であろうが、この措置は第5版限りのもので、後続する第6版、第7版ではまたもとの位置に戻ることになる。なお『図書館の権利宣言』解説文の並べ方をみると、第5版からはアルファベット順に配列され、それは後の版に踏襲されている。

大きな変化があつたのは第6版(2002年)である。まず従来の序章「アメリカ図書館協会と知的自由」、および第5版の第4章「知的自由」が合体して、新たに第1章「知的自由と図書館」になった。そして第5版の序章と第4章の頁数は71頁であつたが、第6版第1章では53頁と大きく削減された。第5版の場合、第4章は公立、学校、大学、連邦、州図書館振興機関と5つの節(42頁)で構成されていたが、第6版の第1章第3節「知的自由」は13頁になり、知的自由全般についての説明をもとに、館種についてはごく簡略に説明し、詳しい説明はインターネット上の資源を参照するという措置を講じている。章が繰り下がった新しい第2章『図書館の権利宣言』、第3章「読書の自由」は、直前の版に追加や修正を行うという方式をとって

いるので、頁数が増加する。ただし第6版からは大きな変化が生じた。それまで基本的に『図書館の権利宣言』解説文や諸決議など方針文書については、改訂された各版を歴史的説明の部分に全文掲載してきたのだが、第6版でこの原則はくずれ、第7版では直前の方針文書からの変更部分を簡略に示すにとどめている。この措置は頁数を考えてのことであるが、基本文書自体の歴史的変遷を第6版、第7版では追えなくなってしまった。

最新版の第7版（2006年）の章立てでは第6版を継承している。ただ第5章「検閲者がやってくる前に」は「知的自由の保持と擁護」と名称変更を行った。

各版について索引と付録について付言すれば、既述のように「索引」が付けられたのは1992年の第4版からで、第4版では13頁の索引が第7版では23頁と大幅に増大している。「参考文献」は初版から2頁から4頁分が添えられ大きな変化はない。「付録」の登場は2002年の第6版からで、第6版では『倫理綱領』、2006年の第7版では「知的自由部ウェブサイトの案内」と「用語集」が用意された。なお倫理綱領については、第7版では本体（第3章第2節）に組み込まれた。

以上が章立ての変遷であるが、初版と第7版を比べると以下のような大きな変化がある。まず初版では知的自由の基本文書とその説明（第1章、第2章）、および歴史的概観（序章）に188頁のうち106頁（56パーセント）をあて、検閲に対処する手立て（第4章、第5章、第6章）に46頁（24パーセント）をあてていた。それが第7版では前者（第7版の第1章、第2章、第3章）に本文479頁（付録と索引を除く）のうち365頁（76パーセント）をあて、検閲に対処する手立て（第5章、第6章）には65頁（13パーセント）になっている。すなわち、基本の方針文書とその説明の部分が大幅に増加し、具体的手立ての部分が大きく削減されてきている（参考までに具体的手立ての部分は、第6版では77頁、第5版では93頁である）。『図書館の原則』の元々の意図は方針文書の紹介と説明とともに、具体的対処法を示すことにあったが、この後者の部分の削減が余儀なくされてきたことを示している。これに関連して、初版では第3章に「知的自由」が置かれ、この部分は館種別に特に注意すべき知的自由の要点を扱っていた。この部分は初版では20頁、第2版19頁、第3版24頁、第4版27頁、第5版42頁となっていたが、第6版では章から節に移り13頁、第7版では11頁と削減されてきている。

要するに『図書館の原則』の1つの目的である現場図書館員への具体的な対処法の提示という部分が非常に弱くなってきた。この点を意識してであろうが、2006年6月に開催されたアメリカ図書館協会年次大会で知的自由委員長ケントン・オリヴァー（Kenton Oliver）は、第一線の図書館員、図書館学校の学生、図書館ボランティア、それに一般の人を対象にした実践的で使いやすい案内書が必要であり、そのために公立、学校、大学を各々対象とするシリーズ物を具体的に企画していると公表した。公立図書館についてはキャンディス・モーガン（Candace Morgan）、大学図書館はバーバラ・ジョーンズ（Barbara Jones）、そして学校についてはパット・スケールズ（Pat Scales）が担当すると報じ、翌2007年冬期大会でもこの点を確認したのである¹⁾。

3 『図書館の原則』：内容の変遷

既述の2つの章では『図書館の原則』のいわば形をみてきたのだが、各章の内容の変遷をみておきたい。そのことによって、図書館における知的自由と時代背景の関係がわかるとともに、諸基本文書の理解が深まるからである。ただし、各文書の具体的な内容自体には踏み込まない。ここで取り上げるのは、初版（1974年）から第5版（1996年）までは第1章、第2章に、第6版（2002年）、第7版（2006年）ではそれぞれ第2章、第3章におかれた『『図書館の権利宣言』、「読書の自由」、および初版では第5章、第2版（1983年）以降は第4章（第5版では例外的に第5章）におかれた「知的自由と法律」である。すなわち検閲に対処する手立てを扱った部分は取り上げない。

なお初版以来一貫して掲載されている「アメリカ図書館協会と知的自由：歴史的概観」の部分について、指摘しておく必要があるだろう。この歴史的概観の部分で、図書館における知的自由の領域が設定されている。初版はそうした領域を4つにまとめている。まず「出版資料への検閲」であり、これは知的自由の支持に向けて図書館員や図書館界をかりたてる最も基本的な領域であり、最も古くからの領域でもある。この領域の場合、図書館界は活字か否かを問わず出版資料の検閲に反対している。次に「図書館資料へのフリー・アクセス」で、コミュニティの全構成員に資料へのフリー・アクセスを保障するということである。この点についてはかなりの合意があるものの、未成年者が図書館の全蔵書にアクセスする点については、多くの反対者が存在する。第3は「図書館員と知的自由」で、専門職としての責任の追及と私生活という両側面において、個々の図書館員の知的自由を擁護するということである。図書館員が専門職上で知的自由を実践するという問題については、それを促進し保護するとはほぼ合意がある。しかし図書館業務の内か外かを問わず、図書館員の個人的な知的自由に関しては、いくつかの合意事項があるが、重要な部分で反対者が存在する。最後に「図書館と知的自由」という領域、要するに制度としての図書館の唱導性か中立性かという問題である。これについてもいくつかの合意事項はあるが、重要な部分で合意ができていない。

「アメリカ図書館協会と知的自由：歴史的概観」の領域設定の部分が、執筆に際しての便宜的な区分だったのか、知的自由の領域を深く考えた結果なのかはともかく、いずれであっても図書館における知的自由の領域を包括的に示しているのはまちがいが無い。上の段落に示した領域とそうした領域に関する現状の把握は初版のものであるが、この部分の記述は初版から第7版まで一貫しており注目に値する。

3.1 『図書館の原則』の内容の変遷：「知的自由と法律」

各版における「知的自由と法律」の章および節の構成の一覧が表3『『図書館の原則』の内容の変遷：「知的自由と法律」』である。この章は初版（1974年）の12頁から第7版（2006年）の47頁と次第に重視されてきた。また初版では1つの節「図書館員と議員」だけを設けていた。この節は第4版（1992年）まで章「知的自由と法律」に置かれたが、そののちは検閲への対処を示す手立ての部分に実質的に入れられるようになった。したがって現在の章「知的自由と法律」の源は、第2版（1983年）にある。

第2版で初めて「学校図書館の検閲と裁判」という節が置かれた。1970年代から1980年代前

半はとりわけ学校図書館蔵書をめぐる裁判事件が多発した時代で、例えば以下のような有名な裁判事件がある。プレジデント事件 (Presidents Council, District 25 v. Community School Board No.25, 457 F.2d 289 (1972))、ミナーシニ事件 (Minarcini v. Strongsville City School District, 541 F.2d 577 (1976))、チェルシー事件 (Right to Read Defense Committee v. School Committee of the City of Chelsea, 454 F.Supp.703 (1978))、サルヴェイル事件 (Rhonda Salvail v. Nashua Board of Education, 469 F.Supp. 1269 (1979))、ビクネル事件 (Bicknell v. Vergennes Union High School Board, 638 F.2d 438 (1980))、ザイカン事件 (Zykan v. Warsaw Community School Corporation and Warsaw School Board of Trustees, 631 F. 2d 1300 (1980))、ピコ事件 (Board of Education v. Pico, 457 U.S. 853 (1982))、シェック事件 (Michael Sheck v. Baileyville School Committee, 530 F.Supp. 679 (1982))。各事件はいずれも教育委員会が学校図書館から特定の図書を取り除き、それにたいして原告（親、教師、生徒、図書館員など）が修正第1条違反として提訴したものである。裁判は1982年に合衆国最高裁判所が判決を下したピコ事件で最高潮に達した。こうした状況を反映して、第2版以降はいずれも学校図書館に複数の節を用意している。なお第7版の場合は、第2節「情報へのアクセスに関する未成年者の修正第1条の権利」を中心に各所で学校図書館が扱われている。

第2版、第3版（1988年）、第4版（1992年）まで、この章はもっぱら学校図書館をめぐる裁判事件を扱っていた。それに変化が生じたのが第5版（1996年）である。その契機となったのが、オックスフォード公立図書館事件 (Concerned Women for America v. Lafayette County, 883 F.2d 32 (1989)) とモリスタウン公立図書館事件 (Richard R. Kreimer v. Bureau of Police for the Town of Morristown, 958 F.2d 1242 (1992)) である。前者は宗教グループの集会室の利用、後者はホームレスの図書館利用を扱った裁判であり、いずれも判決は集会室および図書館を制限的パブリック・フォーラムと判示した。そして、そうした場の利用規制の是非の判断には厳格審査を適用するとしたのである。両判決は図書館利用に明確な法的解釈を与えるとともに、アメリカ図書館協会の意図する方向での判決であった。すなわち『図書館の権利宣言』は前文で、図書館を情報や思想のひろば (forum) と定義づけており、この定義づけに法的根拠を据えることができたからである。従来、しばしば検閲者は『図書館の権利宣言』を1つの団体による道徳的な文書と把握し、アメリカ図書館協会は図書館の法的基盤の強化を目指していた。こうしたアメリカ図書館協会の取り組みが実を結んだといえる。オックスフォード事件、モリスタウン事件の判決を説明し取り込んだのが、第5版の第4節「情報へアクセスする制限的パブリック・フォーラムとしての公立図書館」で、この節は以後の版に受け継がれていく。

さらに第6版（2002年）から『図書館の原則』はインターネットの時代に入るのだが、インターネットの利用（とりわけ内容を遮断するフィルタリング・ソフトウェアの使用）をめぐるラウドン事件 (Mainstream Loudoun v. Board of Trustees of the Loudoun County Library, 24 F.Supp.2d 552 (1998)) がある。この判決では、利用者用のすべてのインターネット端末にフィルタリング・ソフトウェアを導入した措置を、利用者の修正第1条上の権利

を奪うものと判断した。とりわけ重要なのはリノ対アメリカ自由人権協会事件 (Reno v. ACLU, 117 S.Ct. 2329 (1997)) である。この事件は「通信の品位に関する法律」(Communications Decency Act) の合憲性を争った事件だが、判決はインターネット上でのコミュニケーションを文字コミュニケーションと判断し、修正第1条の手厚い保護を与えた。特にリノ事件を視野に入れて、第6版は「図書館とインターネット」という新しい節を設けるとともに、第4章第1節に「アメリカ図書館協会の知的自由に関する方針と修正第1条」を置くことで、図書館協会の方針と憲法との結びつきを確認し強調したのである。

最新の第7版は新しく「図書館におけるプライバシーと秘密性」という節を設けている。ここではプライバシーの定義から説明し、プライバシーについての法の歴史的展開、それに図書館との関連、および図書館におけるプライバシーや秘密性の現状と課題を法的側面に焦点をあてて、要領よくまとめている。いうまでもなく、この新しい節については合衆国愛国者法 (USA PATRIOT Act) およびRFID (Radio frequency identification: 無線タグ) が直接的に影響している。

このように「知的自由と法律」の章は、時の経過とともに、また具体的な事件や動きを反映する形で、学校図書館蔵書への検閲にまつわる裁判事件、公立図書館の基本的性格をめぐる裁判事件、インターネットをめぐる修正第1条にかかわる裁判事件、さらには合衆国愛国者法やRFIDにまつわるプライバシーと秘密性に関する法律問題と、社会全体の動きを受けて次第に重層的になってきている。アメリカ図書館協会は『図書館の権利宣言』を単なる専門職の道徳的、倫理的な公式声明だけでなく、法律の基盤を持つものにする取り組みを一貫して強めてきた。それは検閲事件に強力に対処できることでもある。概して、図書館における知的自由は理論的にも実践的にも法律志向を強めており、それは「知的自由と法律」の節の変遷をたどることによっても理解できる。

3.2 『図書館の原則』の内容の変遷:「読書の自由」

「読書の自由」の章立て、節立てを一覧にしたのが表4『『図書館の原則』の内容の変遷:「読書の自由」』である。この章は初版(1974年)の36頁から第7版(2006年)の154頁と4倍以上に頁数が増加した。それもこの10年間で、すなわち第5版(1996年)、第7版の伸びが大きく、おのおの直前の版から31頁、55頁も増頁になっている。本章は第6版(2002年)まで、決議や指針を追加、削除していくという方式であったが、第7版ではそうした決議や方針を「図書館サービスへのアクセス」、「秘密性とプライバシー」、「インターネット」、「図書館資源」に関連する文書と4つのグループにまとめている。

この章の基本的文書は『読書の自由』(1953年採択)であり、『読書の自由』は『図書館の権利宣言』と並んで、図書館における知的自由に関する最も基本的な文書とされる。ところで、まず章「読書の自由」から消えた文書を指摘しておく。初版では第2節に『学校図書館の権利宣言』がある。これはもともとアメリカ図書館協会の部会である学校図書館員協会(American Association of School Librarians)が採択した文書を、1955年にアメリカ図書館協会評議会が方針として採択したものである。しかし1976年に『図書館の権利宣言』との重

複を理由に廃止となった。次に第2版（1983年）、第3版（1988年）では『知的自由声明』が置かれていた。この文書は1971年に採択され、『読書の自由』を土台に、図書館サービスに限定して適用できる立場声明文書である。しかし『図書館の権利宣言』や『読書の自由』との重複を理由に、1982年には歴史文書として扱われることになった。すなわち類似の内容の文書の存在は、基本文書である『図書館の権利宣言』、『読書の自由』の力を弱めるとの判断である。もっとも第3版（1988年）には、歴史文書への移行を注記して第2版と同じように組み込んでいる。

初版と第2版には、『図書館記録の秘密性に関する方針』（1971年採択）と『政府の威嚇に関する方針』（1973年採択）が置かれている。これらは第7版の第5節「秘密性とプライバシー」につながっていくが、いずれもヴェトナム反戦や過激派にたいする連邦捜査局の調査活動が発端で、図書館利用者の図書館利用を守るための方針として採択された。

第3版（1988年）では『身体的、精神的な障害者による、図書館や情報へのアクセスに関する決議』（1988年採択）が加わった。学校でエイズに関連して差別があった。こうしたエイズ恐怖に関連して、図書館や情報へのアクセスに差別をしてはならないという内容の決議であり、これは第7版の第4節「情報と図書館サービスへのアクセス」に入っていく。第4版（1992年）は第3版と変化がない。

こうしたアクセスに関する指針は第5版（1996年）にさらに追加された。すなわち『利用者の行動と図書館利用の仕方についての方針と手続きの作成に関する指針』（1993年採択）および『図書館の資料、サービス、施設へのアクセスに影響する方針、規則、手続きの作成と実施に関する指針』（1994年採択）である。前者はホームレスの図書館利用を扱ったモリスタウン公立図書館事件（Richard R. Kreimer v. Bureau of Police for the Town of Morristown, 958 F.2d 1242 (1992)）を契機に、図書館利用規則を作成するに際しての指針が必要になったことによる。後者はもともと1982年に解説文として採択された『図書館の資源やサービスへのアクセスに影響する管理上の方針と手続き』（第2版、第3版、第4版では第1章『『図書館の権利宣言』』に入っていた：表5参照）が、手続き文書ということで第5版では第2章「読書の自由」に移ってきた。元々の解説文採択の契機は、未成年者の図書館利用に関して図書館側から設定している障壁があるとの問題意識によるが、1996年の第5版の頃になると上述のモリスタウン公立図書館事件なども視野に入れ、いっそう展望の広い指針になっていった。なお第5版には『図書館資源への懸念にたいする処置』が置かれている。この文書は新しいものではない。1962年に採択された『図書館と学校はどのようにして検閲に対抗できるか』が起源であり、1974年には『図書館はどのようにして検閲に対処できるか』に変化した。そして『図書館の原則』初版（1974年）では第1章『図書館の権利宣言』に解説文として組み込まれた。この文書は重複を理由に1981年に廃止され、同時に『資源への懸念にたいする処置』を手続き声明として採択し、1983年に『図書館資源への懸念にたいする処置』と名称を変更したのである。それが第2版（1985年）、第3版（1988年）では同じ第1章の第3節として他の解説文とは別途の位置づけがされ、第4版（1992年）では『図書館の権利宣言』解説文の中に「手続き声明」として組み込まれた。それが第5版になり第2章「読書の自由」に移動し、この扱いは第6版、

第7版でも同じである。

第6版(2002年)から『図書館の原則』はインターネットの時代に入る。それを反映して『図書館でのフィルターソフトの使用に関する決議』(1997年採択)、それに『公立図書館でのインターネット利用方針を作成する指針と考察』(1998年採択)が作成された。いずれも長文の指針であるが、あらためて説明する必要はない。これらは第7版第6節「インターネット」につながっていく。

それとともに第2節に『図書館：アメリカの価値』(1999年採択：第7版では第3節)が新たに置かれている。この文書は、急激な社会的変化と不確実性の時代にあって、住民にコミュニティにおける図書館の役割を知らせることを目的に、民主主義における図書館サービスの役割を再確認している。『図書館の権利宣言』は図書館と住民の双方を対象に個人にたいする図書館の義務を表明している。『読書の自由』は個人や社会への読書の価値を明示し、『倫理綱領』は専門職の倫理や行動基準を示している。そうした基本文書に加えて、『図書館：アメリカの価値』はもっぱら住民を対象に、民主主義における図書館の役割を説明している。この文書はアメリカ図書館協会にとって、1980年の『図書館の権利宣言』の改訂以降、最も重要な基本文書の採択といえる。

ところで第7版は第6版からさらに56頁も増大している。頁数の増大は3つの措置による。まず第6版では付録に収めた『倫理綱領』を第2節に入れ、22頁にわたって歴史的説明を大幅に加えたことによる。『倫理綱領』の取り込みは、『図書館の権利宣言』と『倫理綱領』は表裏一体の関係にあるとの認識を具体化させることになった。次に諸基本文書を「情報と図書館サービスへのアクセスに関連する方針と声明」、「秘密性、プライバシー、政府の威嚇に関連する方針と声明」、「インターネットに関連する指針、決議、声明」、「図書館資源に関連する声明と文書」という4つの範疇にまとめて節にし、かつ各節の最後に1つの項を新設して、関連する重要な声明、文書、指針、決議などをURLとともに一覧に示したことによる。最後に、表4からも理解できるように、とりわけ「秘密性、プライバシー、政府の威嚇に関連する方針と声明」の部分が51頁と大幅に増大したことにもよる。第6版をみると、この範疇に属する文書を扱った部分(『図書館記録の秘密性に関する方針』など、『図書館利用者の個人識別情報の秘密性に関する方針』、『政府の威嚇に関する方針』)は18頁にすぎず、いかに増大したかがわかる。具体的には新たに『秘密性と法執行機関からの照会への対処』、『図書館でのプライバシーに関する方針作成のための指針』といういずれも大部な文書が加わった。これらはいずれも合衆国愛国者法(USA PATRIOT Act)および連邦捜査局への対処を示したものである。

このように「読書の自由」の部分は初版と比べると、大幅に展開されてきた。初版では『読書の自由』と「秘密性と政府の威嚇」に関する文書だけであったが、第3版からは「情報と図書館サービスへのアクセス」に関する文書が新たに加わり、第5版では「図書館資源」に関連する文書が移動してきた。第6版では「インターネット」に関連する文書および『図書館：アメリカの価値』という基本文書が新しく置かれた。そして第7版では、さらに『倫理綱領』を取り込むとともに、「秘密性、プライバシー」に関する文書が増強されたのである。と同時に、第7版では諸文書を4つの範疇にまとめることで、この分野の整理をするとともに、枠組

みを示したといえる。

3.3 『図書館の原則』の内容の変遷：『図書館の権利宣言』

『図書館の原則』の最も重要な部分は「『図書館の権利宣言』」で、初版（1974年）から第5版（1996年）までは第1章に、それ以後は第2章に位置している。各版の章および節を示したのが表5「『図書館の原則』の内容の変遷：『図書館の権利宣言』」である。表5の下部には『図書館の権利宣言』解説文を採択順に取り上げ、各版での収録状況を示しておいた。各行は当該解説文の名称変更などはともかく、継続している解説文を示している。そして各文書が採択された年を示しておいた。また各列の下部に置かれているものは、解説文としては無効にされた文書である。

まず途中で章「『図書館の権利宣言』」から消えたり、『図書館の原則』のなかでの位置が変わったものを指摘しておく。初版（1974年）に掲載されている『知的自由声明』は1971年に採択された解説文である。『知的自由声明』は『読書の自由』を土台に、図書館サービスに限定して適用できる立場声明文書である。しかし1982年には『図書館の権利宣言』や『読書の自由』との重複を理由に、歴史文書として扱われるようになった。解説文ではなくなったため、『図書館の原則』第2版（1983年）、第3版（1988年）では、第3章『読書の自由』に移り、その後の版では消滅した。

初版では解説文として『図書館はどのようにして検閲に対抗できるか』がある。この文書は1962年に採択された『図書館と学校はどのようにして検閲に対抗できるか』が起源であり、1974年には『図書館はどのようにして検閲に対応できるか』に変化し、初版（1974年）では解説文として組み込まれた。この文書は重複を理由に1981年に廃止され、同時に『資源への懸念にたいする処置』を手続き声明として採択した。そののち1983年に『図書館資源への懸念にたいする処置』と名称変更し、第2版（1983年）、第3版（1988年）では第1章第3節に単独で位置づけられた。そして第4版（1992年）になると再び解説文のなかに「手続き声明」として組み込まれたのである。そののち第5版には第2章「読書の自由」に移り、この扱いは第6版、第7版でも同じである。

第2版（1983年）、第3版（1988年）、第4版（1992年）に解説文として掲載されている『図書館の資源やサービスへのアクセスに影響する規則、方針、手続き』は1982年に採択された解説文である。しかし基本的には手続き文書であり、解説文としては廃止され、第5版（1996年）からは章「読書の自由」に移り現在に至っている。

ここでは初版の解説文は所与のものとし、それ以降に採択された解説文のとりわけ背景を簡略に指摘していく。まず第2版（1983年）に追加された解説文は2つである。『展示空間と集会室』（1981年採択）は、1970年代になって、図書館の展示空間や集会室の利用が、次第に論争的になってきたことに起因する。この時代、論争的なグループや展示者にたいして、展示空間や集会室の利用を公然と拒否する試みがあった。例えば、クー・クラックス・クランの集会室利用や同性愛関係の展示をめぐる論争である。また『図書館の権利宣言』第6条の集会室規定に曖昧な部分もあった。そうした理由で、解説文『展示空間と集会室』が採択され、

そののち『集会室』と『展示空間と掲示板』という2つの解説文に分かれて(1991年)現在にいたる。『資源としての図書館主催プログラム』(1982年採択)は、図書館がいっそう積極的な役割をコミュニティで果たす試みのなかで、Rの格付けのフィルムの扱い、子ども向けのプログラムにたいする親の反対、同性愛を扱う映画の上映などに問題が提出され、この解説文が採択されることになった。

次に第3版(1988年)に追加された解説文は次の2つである。『学校図書館メディア・プログラムの資源やサービスへのアクセス』(1986年採択)は、特に1980年代に入って、学校図書館やメディア・センターへの資料への非難が強まってきたことによる。同解説文は学校図書館やメディア・センターの固有の役割、学校図書館メディア専門職員の責任、および知的自由の重要性を明示することを求めている。この解説文は第4節に単独で位置づけられた。また『映画やビデオの貸出』(1984年採択)はメディアが多様化する時代にあって、特に未成年者への貸出に焦点をあてたもので、そののち『ビデオテープや非活字形態資料への児童および若い人びとのアクセス』などと名称を変更して現在に至る。

第4版(1992年)に追加された解説文は実質的には1つである。『表現の自由への万人の権利』(1991年採択)は、南アフリカ共和国でのアパルトヘイトに関連している。制裁のあり方をめぐってアメリカ図書館協会では激論が交わされたが、そこから新しい解説文『表現の自由への万人の権利』が生まれてきた。この解説文は世界を視野に入れた初めての解説文で、『世界人権宣言』を組み込み、アメリカ図書館協会が国際的な知的自由の問題を考える場合の基盤になっている。

続く第5版(1996年)は3つの新しい解説文を掲載している。まず1993年に採択された『情報へのアクセスと経済的障壁』は、財政抑制および電子情報の興隆、メディアの多様化という状況にあって、有料制導入の動きが顕在化するという状況に対処する解説文である。すなわち図書館サービスが利用者の経済力、支払い能力によって左右されてはならないという原則を確認している。次に『図書館の資源やサービスへのアクセスは性や性的志向で左右されない』(1993年採択)は、いくつかの州で同性愛者の人権を守る法律について、それを廃棄する動きがあった。そうした動きへの対処として採択され、性や性的志向によって一切の差別をしてはならないと明示している。さらに1996年採択の『電子情報、サービス、ネットワークへのアクセス』は、インターネット時代の図書館サービスの基本を示す解説文である。この解説文は、電子情報、サービス、ネットワークを、修正第1条の権利や表現の自由の領域、それにパブリック・フォーラムの概念の領域にはっきりと位置づけている。なお第5版では『電子情報、サービス、ネットワークへのアクセス』の本文自体は掲載されておらず、採択の予告を示している。

第6版(2002年)では1つの解説文が追加された。大学図書館はこれまで学問の自由によって保護されており、検閲が問題になることはほとんどなかった。しかし、電子情報の環境、インターネットの扱い、ライセンスの扱い、それにプライバシーや秘密性といった問題が出現し、大学図書館における知的自由について、基本的な方針文書の必要性が確認された。『大学図書館に関する知的自由の原則』(2000年採択)は、非常に広範な内容になっている。

最後に第7版(2006年)は、最新の解説文『プライバシー』(2002年採択)を掲載してい

る。この新解説文は合衆国愛国者法を意識したもので、図書館利用者はプライバシーの権利を有し、図書館はそうしたプライバシーを保護する責任を有するとする。そこではプライバシーの権利を知的自由に不可欠とし、さらにプライバシーが図書館業務の倫理と実践の土台になると確認している。

以上のように『図書館の原則』の内容の変遷を大まかにたどってきたが、以下の点を指摘しておきたい。

- ・もともと図書館における知的自由は、資料にたいする公権力、組織的グループ、住民グループからの抑圧に対抗するものであったが、次第に重層的になり、現在では資料自体よりも、資料への利用者のアクセスと、利用者の利用を保障する秘密性やプライバシーが重要になっている。

- ・すべての基本的文書（『図書館の権利宣言』および解説文、『読書の自由』、『図書館：アメリカの価値』、諸決議や指針）は、いずれも明確な社会的背景、あるいはそうした背景を有する具体的事件を土台にしている。

- ・1970年代から学校図書館をめぐる裁判事例が、1980年代からは公立図書館をめぐる裁判事例が、いずれも図書館の基本的な役割との関連で多くなっている。それにともない図書館における知的自由は、法律への傾斜を強めている。

4 知的自由部の活動開始（1967年12月）と『図書館の原則』

1974年に初版『図書館の原則』が刊行されたのだが、この時期に刊行された理由を探っておきたい。

モンタナ州立大学（Montana State Univ.）の図書館長・図書館学教授フィリップ・キーニー（Philip Keeney）の解雇にまつわる事件（1937年）で、キーニーは自分の事件にたいするアメリカ図書館協会の対応に大きな不満を抱いていた。1939年6月号の『ウィルソン・ライブラリー・ブルティン』で、キーニーは図書館員を支援すると同時に、知的自由に違反した図書館に制裁を加えるというプログラムの作成を訴えている²⁾。とくにアメリカ大学教授協会といった財政力もはるかに弱い（大学教授協会47,432ドル、図書館協会391,623ドル）団体が、小委員会を設けて事実究明を行った事実を指摘し、アメリカ図書館協会の取り組みの遅れを指摘したのである。

さらに10年を経過した1948年のアメリカ図書館協会年次大会のテーマは「公共問題の挑戦」であった。会長P.ライス（P.Rice）は開会演説で、図書館員は「真の知的自由があるときにだけ最大の貢献ができる」と述べ、「あらゆる検閲の動きに闘おう」と断言したのである³⁾。社会学者ロバート・リー（Robert Leigh）は、検閲にたいして専門職集団全体として対抗する必要があると力説し、(1)知的自由の方針を再検討する、(2)図書館員に知的自由の重要性を教育する、(3)責任あるグループを設けて検閲の究明調査、公の報告書の作成、犠牲となった図書館員の支援などをする、(4)他の団体と協力して検閲に対抗するといった方策を求めた⁴⁾。これらはキーニーが10年前に期待したことであった。

この大会で知的自由委員会は3つの事柄を評議会に提案した⁵⁾。まず州知的自由委員会の設

含めていた。これが1974年の初版『図書館の原則』(*Intellectual Freedom Manual*)に他ならない。初版は各章毎に頁が打たれ、各章を合冊にしたような感じで、通し番号として頁が打たれてもおらず、粗雑な感は免れない。また索引もなかった。それが第7版では550頁と立派な図書になった。それだけではない。図書館界におけるバイブル的な役割にまで成長したのである。

注

- 1) "IFC report to ALA Council," *Newsletter on Intellectual Freedom*, September 2006, p. 272; "IFC report to ALA Council," *Newsletter on Intellectual Freedom*, March 2007, p. 78.
- 2) Philip Keeney, "The Next Case," *Wilson Library Bulletin*, June 1939, p. 661-666.
- 3) P. Rice, "The Challenge of Public Affairs," *American Library Association Bulletin*, July/August 1948, p. 286-287.
- 4) Robert Leigh, "Intellectual Freedom," *American Library Association Bulletin*, September 1948, p. 369.
- 5) "Intellectual Freedom Committee," *American Library Association Bulletin*, October 1948, p. 457.
- 6) "Library Bill of Rights," *American Library Association Bulletin*, July/August 1948, p. 285; 川崎良孝・佳代子訳『図書館の原則 (第3版)』日本図書館協会, 1991, p. 38-39.
- 7) "Intellectual Freedom in Chicago," *Newsletter on Intellectual Freedom*, March 1965, p. 13.
- 8) "Intellectual Freedom in Washington," *Newsletter on Intellectual Freedom*, May 1966, p. 25.
- 9) "Flash!," *Newsletter on Intellectual Freedom*, January 1968, p. 1.
- 10) Judith Krug, "The Office for the Intellectual Freedom," *American Library Association Bulletin*, February 1968, p. 123-126.
- 11) American Library Association, *Handbook of Organization, 1971-1972* (Chicago, ALA, n.d.) p. 13; 『図書館の原則 (第3版)』 *op.cit.*, p. 10-11, 250.
- 12) "Program of Action in Support of the Library Bill of Rights," *Newsletter on Intellectual Freedom*, September 1969, p. 73-74; 『図書館の原則 (第3版)』 *op.cit.*, p. 18-19.
- 13) "Documents: Program of Action for Mediation, Arbitration and Inquiry," *American Libraries*, September 1971, p. 828-831; 『図書館の原則 (第3版)』 *op.cit.*, p. 19-21, 339-341.
- 14) "Freedom to Read Foundation Comes into Being," *Newsletter on Intellectual Freedom*, January 1970, p. 1-2; 『図書館の原則 (第3版)』 *op.cit.*, p. 21-22, 243-254.
- 15) "Freedom to Read Foundation," *Newsletter on Intellectual Freedom*, March 1971, p. 53; 『図書館の原則 (第3版)』 *op.cit.*, p. 22, 254.
- 16) "IFRT," *Newsletter on Intellectual Freedom*, September 1973, p. 100; 『図書館の原則 (第3版)』 *op.cit.*, p. 17-18, 255-256.
- 17) "Memo to Subscribers," *Newsletter on Intellectual Freedom*, June 1960, p. 1.
- 18) "New Look for Newsletter," *Newsletter on Intellectual Freedom*, September 1970, p. 68.

表1 『図書館の原則』:発行年などの変遷

	初版	第2版	第3版	第4版	第5版	第6版	第7版
出版年	1974年	1983年	1988年	1992年	1996年	2002年	2006年
翻訳			翻訳あり		翻訳あり	翻訳あり	翻訳あり
頁数	158+xxx	210+xxx	230+xxxiii	283+xxxvi	393+xlvi	434+xx	521+xx

注:第4版以降の本体頁数には索引を含む。第3版までは索引がない。

表2 『図書館の原則』: 章立ての変遷

	初版(1974年)	第2版(1983年)	第3版(1988年)	第4版(1992年)	第5版(1996年)	第6版(2002年)	第7版(2006年)	
序章	アメリカ図書館協会と知的自由: 歴史的概観	20 アメリカ図書館協会と知的自由: 歴史的概観	21 アメリカ図書館協会と知的自由: 歴史的概観	22 アメリカ図書館協会と知的自由: 歴史的概観	24 アメリカ図書館協会と知的自由: 歴史的概観	29		
1章	『図書館の権利宣言』	50 『図書館の権利宣言』	74 『図書館の権利宣言』	77 『図書館の権利宣言』	103 『図書館の権利宣言』	124	知的自由と図書館: 概観	53 知的自由と図書館: 概観
							アメリカ図書館協会と知的自由: 歴史的概観	30 知的自由: 持続する包括的概念(館種別)
							知的自由: すべてを包括する概念(館種別)	13 アメリカ図書館協会と知的自由: 歴史的概観
2章	読書の自由	36 読書の自由	35 読書の自由	36 読書の自由を擁護する	39 読書の自由を擁護する	70	『図書館の権利宣言』	143 『図書館の権利宣言』
3章	知的自由	20 知的自由	19 知的自由	24 知的自由: すべてを包括する概念	27 検閲者がやってくる前に: 準備に欠かせないもの	60	読書の自由を擁護する	99 読書の自由を擁護する
	知的自由: すべてを包括する概念(館種別)	知的自由: すべてを包括する概念(館種別)	知的自由: すべてを包括する概念(館種別)	知的自由: すべてを包括する概念(館種別)				
4章	検閲者がやってくる前に: 準備に欠かせないもの	27 知的自由と法律	21 知的自由と法律	27 知的自由と法律	30 知的自由: すべてを包括する概念	42	知的自由と法律	30 知的自由と法律
5章	知的自由と法律	12 検閲者がやってくる前に: 準備に欠かせないもの	24 検閲者がやってくる前に: 準備に欠かせないもの	29 検閲者がやってくる前に: 準備に欠かせないもの	36 知的自由と法律	38	検閲者がやってくる前に: 準備に欠かせないもの	53 知的自由の保持と擁護のための準備
	図書館員と議員	10						
6章	アメリカ図書館協会からの援助	7 アメリカ図書館協会からの援助	9 アメリカ図書館協会からの援助	9 アメリカ図書館協会からの援助	10 知的自由のために働く	33	知的自由のために働く	24 知的自由のために働く
7章		知的自由のために働く	20 知的自由のために働く	20 知的自由のために働く	19			
	文献紹介	3 文献紹介	4 文献紹介	4 文献紹介	2 文献紹介	2 文献紹介	2 文献紹介	2
				索引	13 索引	23 索引	24 索引	23
							付録: 倫理綱領	2
							付録: 用語集	
							付録: 知的自由部ウェブサイトの紹介	14

注: 数字は各章の頁数。章の下位を示している場合は節である。

表3 『図書館の原則』の内容の変遷：「知的自由と法律」

	初版(1974年)		第2版(1983年)		第3版(1988年)		第4版(1992年)		第5版(1996年)		第6版(2002年)		第7版(2006年)	
	5章 知的自由と法律	12	4章 知的自由と法律	21	4章 知的自由と法律	27	4章 知的自由と法律	30	5章 知的自由と法律	38	4章 知的自由と法律	30	4章 知的自由と法律	47
1節	図書館員と議員	10	学校図書館の検閲と裁判	11	学校図書館の検閲と裁判(1)	11	学校区図書館の検閲と裁判：ヘイゼルウッド事件以後	11	学校区図書館の検閲と裁判：ヘイゼルウッド事件	12	アメリカ図書館協会の知的自由に関する方針と修正	4	公立図書館とパブリック・フォーラムの理論	15
2節			図書館員と議員	8	学校図書館の検閲と裁判(2)	6	学校区図書館の検閲と裁判：ヘイゼルウッド事件以後	7	学校区図書館の検閲と裁判：ヘイゼルウッド事件以後	12	図書館とインターネット	6	情報へのアクセスに関する未成年者の修正第1条の権利	10
3節					図書館員と議員	8	バックリー修正：生徒のプライバシー対親の知る権利	3	バックリー修正：生徒のプライバシー対親の知る権利	5	学校図書館と法廷	8	図書館とインターネット	8
4節							図書館員と議員	7	情報へアクセスする制限的パブリック・フォーラムとしての公立図書館	7	バックリー修正：生徒のプライバシー対親の知る権利	4	図書館におけるプライバシーと秘密性	12
5節											情報へアクセスする制限的パブリック・フォーラムとしての公立図書館	6		

注：数字は章および各節の頁数。空白の頁があるので、節の頁数の合計は章の頁数と一致しない。

表4 『図書館の原則』の内容の変遷:「読書の自由」

	初版(1974年)		第2版(1983年)		第3版(1988年)		第4版(1992年)		第5版(1996年)		第6版(2002年)		第7版(2006年)	
	2章「読書の自由」	36	2章「読書の自由」	35	2章「読書の自由」	36	2章「読書の自由を擁護する」	39	2章「読書の自由を擁護する」	70	3章「読書の自由を擁護する」	99	3章「読書の自由を擁護する」	154
1節	『読書の自由』	17	『読書の自由』	15	『読書の自由』	15	『読書の自由』	19	『読書の自由』	23	『読書の自由』	27	『読書の自由』	29
2節	『学校図書館の権利宣言』	7	『知的自由声明』	6	『知的自由声明』	6	『図書館記録の秘密性に関する方針』	7	『図書館記録の秘密性に関する方針』	9	『図書館:アメリカの価値』	4	アメリカ図書館協会『倫理綱領』	22
3節	『図書館記録の秘密性に関する方針』	5	『図書館記録の秘密性に関する方針』	7	『図書館記録の秘密性に関する方針』	6	『図書館利用者の個人情報情報の秘密性に関する方針』	3	『図書館利用者の個人情報情報の秘密性に関する方針』	4	『図書館記録の秘密性に関する方針』など(→第7版第5節)	9	『図書館:アメリカの価値』	5
4節	『政府の威嚇に関する方針』	3	『政府の威嚇に関する方針』	5	『政府の威嚇に関する方針』	5	『政府の威嚇に関する方針』	5	『政府の威嚇に関する方針』	6	『図書館利用者の個人情報識別情報の秘密性に関する方針』(→第7版第5節)	4	情報と図書館サービスへのアクセスに関連する方針と声明(4項)	21
5節					『身体的、精神的な障害者による、図書館や情報へのアクセスに関する決議』	2	『身体的、精神的な障害者による、図書館や情報へのアクセスに関する決議』	3	『身体的、精神的な障害者による、図書館や情報へのアクセスに関する決議』	3	『図書館でのフィルタリングの使用に関する決議』など	10	秘密性、プライバシー、政府の威嚇に関連する方針と声明(7項)	51
6節									『図書館の資料、サービス、施設へのアクセスに影響する方針、規則、手続きの作成と実施に関する指針』	8	『政府の威嚇に関する方針』(→第7版第5節)	5	インターネットに関連する指針、決議、声明(2項)	13
7節									『利用者の行動と図書館利用の仕方についての指針と手続きの作成に関する指針』	7	『身体的、精神的な障害者による、図書館や情報へのアクセスに関する決議』(→第7版第4節)	3	図書館資源に関連する声明と文書(2項)	11
8節	*『図書館はどのようにして検閲に対抗できるか』(第1章第2節)		*『図書館資源への懸念にたいする処置』(第1章第3節)		*『図書館資源への懸念にたいする処置』(手続き声明)(第1章第3節)		*『図書館資源への懸念にたいする処置』(手続き声明)(第1章第2節)		『図書館資源への懸念にたいする処置』(手続き声明)	8	『図書館の資料、サービス、施設へのアクセスに影響する方針、規則、手続きの作成と実施に関する指針』(→第7版第4節)	8		
9節											『利用者の行動と図書館利用の仕方についての指針と手続きの作成に関する指針』(→第7版第4節)	7		
10節											『図書館資源への懸念にたいする処置』(→第7版第7節)	9		
11節											『公立図書館でのインターネット利用方針を作成する指針と考察』(→第7版第6節)	11		

注: 数字は章および各節の頁数。空白の頁があるので、節の頁数の合計は章の頁数と一致しない。

注: *印は第5版(1996年)第8節の『図書館資源への懸念にたいする処置』に至る変遷を示している。

注: 第7版(2002年)の第4節から第7節は、決議、方針、指針を4つの節にまとめたものである。各節とも関係文書の紹介があるので、決議などの数は(頁数-1)となる。第6版から第7版になり、決議などが増加したのは第7版第5節「秘密性、プライバシー」の節のみで3つの文書が増えている。その2つは『秘密性と法執行機関からの照会への対処』、『図書館でのプライバシーに関する方針作成のための指針』で、いま1つは第6版第3節(実質的に2つの文書からなる)を分割したものである。

表5 『図書館の原則』の内容の変遷:『図書館の権利宣言』

初版(1974年)		第2版(1983年)		第3版(1988年)		第4版(1992年)		第5版(1996年)		第6版(2002年)		第7版(2006年)	
1章『図書館の権利宣言』	50	1章『図書館の権利宣言』	74	1章『図書館の権利宣言』	77	1章『図書館の権利宣言』	103	1章『図書館の権利宣言』	124	2章『図書館の権利宣言』	143	2章『図書館の権利宣言』	159
1節『図書館の権利宣言』	10	『図書館の権利宣言』	12	『図書館の権利宣言』	12	『図書館の権利宣言』	11	『図書館の権利宣言』	15	『図書館の権利宣言』	15	『図書館の権利宣言』	18
2節『図書館の権利宣言』解説文	38	『図書館の権利宣言』解説文	49	『図書館の権利宣言』解説文	52	『図書館の権利宣言』解説文	90	『図書館の権利宣言』解説文	107	『図書館の権利宣言』解説文	126	『図書館の権利宣言』解説文	139
3節		『図書館資源への懸念にたいする処置』(1983)	8	『図書館資源への懸念にたいする処置』(手続き声明)	6								
4節		A Note on the School Library Bill of Rights	3	『学校図書館メディア・プログラムの資源やサービスへのアクセス』(1986『図書館の権利宣言』解説文)	5								

注: 数字は章および各節の頁数。空白の頁があるので、節の頁数の合計は章の頁数と一致しない。

表5.1 『図書館の権利宣言』解説文を中心として

『ラベリング声明』	71	『ラベリング声明』		『ラベリング声明』		『ラベリング声明』		『ラベリング声明』		『ラベリング声明』		『ラベリングと格付けシステ	
『非難された資料』	71	『非難された資料』		『非難された資料』		『非難された資料』		『非難された資料』		『非難された資料』		『非難された資料』	
『図書館への未成年者のフリー・アクセス』	72	『図書館への未成年者のフリー・アクセス』		『図書館への未成年者のフリー・アクセス』		『図書館への未成年者のフリー・アクセス』		『図書館への未成年者のフリー・アクセス』		『図書館への未成年者のフリー・アクセス』		『図書館への未成年者のフリー・アクセス』	
『図書館資料の部分的な削除』	73	『図書館資料の部分的な削除』		『図書館資料の部分的な削除』		『図書館資料の部分的な削除』		『図書館資料の部分的な削除』		『図書館資料の部分的な削除』		『図書館資料の部分的な削除』	
『図書館資料における性差別主義、人種差別主義、その他の主義』	73	『蔵書構成の多様性』	82	『蔵書構成の多様性』		『蔵書構成の多様性』		『蔵書構成の多様性』		『蔵書構成の多様性』		『蔵書構成の多様性』	
『図書館蔵書の再評価』	73	『図書館蔵書の評価』		『図書館蔵書の評価』		『図書館蔵書の評価』		『図書館蔵書の評価』		『図書館蔵書の評価』		『図書館蔵書の評価』	
『図書館資料へのアクセスの制限』	73	『図書館資料へのアクセスの制限』		『図書館資料へのアクセスの制限』		『図書館資料へのアクセスの制限』		『図書館資料へのアクセスの制限』		『図書館資料へのアクセスの制限』		『図書館資料へのアクセスの制限』	
		『展示空間と集会室』	81	『展示空間と集会室』		『集会室』	91	『集会室』		『集会室』		『集会室』	
						『展示空間と掲示板』	91	『展示空間と掲示板』		『展示空間と掲示板』		『展示空間と掲示板』	
		『資源としての図書館主催プログラム』	82	『資源としての図書館主催プログラム』		『資源としての図書館主催プログラム』		『資源としての図書館主催プログラム』		『資源としての図書館主催プログラム』		『資源としての図書館主催プログラム』	
				『映画やビデオの貸出』	84	『ビデオテープや非活字形態資料への児童および若い人びとのアクセス』	89	『ビデオテープや非活字形態資料への児童および若い人びとのアクセス』		『ビデオテープや非活字形態資料への児童および若い人びとのアクセス』		『非活字資料への児童およびヤングアダルトのアクセス』	
				『学校図書館メディア・プログラムの資源やサービスへのアクセス』	86	『学校図書館メディア・プログラムの資源やサービスへのアクセス』	91	『学校図書館メディア・プログラムの資源やサービスへのアクセス』		『学校図書館メディア・プログラムの資源やサービスへのアクセス』		『学校図書館メディア・プログラムの資源やサービスへのアクセス』	
						『表現の自由への万人の権利』	91	『表現の自由への万人の権利』		『表現の自由への万人の権利』		『表現の自由への万人の権利』	
								『電子情報、サービス、ネットワークへのアクセス』	96	『電子情報、サービス、ネットワークへのアクセス』		『電子情報、サービス、ネットワークへのアクセス』	
								『情報へのアクセスと経済的障壁』	93	『情報へのアクセスと経済的障壁』		『情報へのアクセスと経済的障壁』	
								『図書館の資源やサービスへのアクセスは性的志向で左右されない』	93	『図書館の資源やサービスへのアクセスは性的志向で左右されない』		『図書館の資源やサービスへのアクセスは性的志向で左右されない』	
								『大学図書館に関する知的自由の原則』	2000	『大学図書館に関する知的自由の原則』		『プライヴァシー』	2002
『知的自由声明』	71												
『図書館はどのようにして検閲に対抗できるか』	72					『図書館資源への懸念にたいする処置』(手続き声明)							
		『図書館の資源やサービスへのアクセスに影響する管理上の方針と手続き』	82	『図書館の資源やサービスへのアクセスに影響する管理上の方針と手続き』		『図書館の資源やサービスへのアクセスに影響する規則、方針、手続き』							

注: 数字は各解説文の採択年である。

注: 『知的自由声明』以下の行は、廃止された解説文である。

注: 『ラベリング声明』が最初に採択されたのは1951年である。『図書館はどのようにして検閲に対抗できるか』が最初に採択されたのは1962年で、『図書館と学校はどのようにして検閲に対抗できるか』であった。

